

1 地域職域連携保健活動の目的と目標

地域職域連携保健活動は、国民の主体的な健康づくりへの取り組みを支援するための活動で、この最終目的は国民1人1人のQOLの向上であるが、その実現のための保健分野の目的は、健康寿命の延伸、及び青壮年期の健康度の向上である。この目的を達成するためには、生活習慣病予防のための保健事業を充実する必要がある、保健事業の充実を図るための具体的な目標は、①地域職域それぞれで行われている保健事業の連携、②健診情報のリンクが必要であり、これによって個人の主体的な健康づくり支援としての継続的な保健事業が実施できるようになる。加えて、保健医療資源の有効活用を図ることにより、健康寿命の延伸、青壮年期の健康度向上につながっていくことが期待される。

2 地域職域連携保健活動における連携のとりえ方

(1) 連携とは

連携には、生涯健康管理の考え方に基づく、職域から地域へという退職時の縦断的な連携と、労働者も地域住民であるという地域全体の健康レベルをとらえる横断的な連携がある。

ここでいう連携とは、健診情報の連続性を前提とした保健事業の連携に限定されるものではなく、地域保健、職域保健、それぞれが有している健康教育、健康相談等の「保健事業」を共有化することである。

保健事業の共有化すなわち保健事業を相互に利用、又は共同で実施するためには、地域保健、職域保健、関係団体の各機関（組織）間の連携と、それぞれの機関に所属する保健医療従事者個々人の連携を充実していく必要がある。実際に行われている連携は個々の保健医療従事者間の連携によるものが多く、組織間の連携は不十分で、システム化された連携とはなっていない。

3 全国的な普及のための推進方策

(1) 地域職域連携の推進方策

従来、地域保健は住民を、職域保健は労働者を対象とする等、対象者を区分して保健活動を行ってきたが、今後は地域保健においては労働者も住民であること、また、職域保健、特に医療保険においては労働者の健康を支える家族も視野に入れることなどが連携を進める上で重要であり、地域保健、職域保健それぞれの関係者が認識を変えていく必要がある。

また、連携を進める上で要となる地域保健、職域保健それぞれの関係者が、信頼関係を築いた上で連携保健活動を行っていくためには、お互いの顔が見える範囲で関係をつくっていく必要がある、特に双方において保健指導という同じ業務を行っている保健師

間のパイプを太くすることが連携を進める上で効果的である。

このような連携を推進するためには、いくつかの具体的な方策が考えられる。

1) 地域職域連携推進協議会の設置

連携推進協議会の設置は、連携を推進する上で非常に重要な機能を持つ協議会である。当該協議会は、地域の実情により、保健所、市町村、地域産業保健センターなどの公的な機関に設置され、運営が行われることになるが、この協議会の運営に当たって重要なことは、連携保健活動の議論が活発に行われるために、運営を任された機関が強力なリーダーシップと調整機能を発揮し、組織間の連携を進めていくことである。

連携協議会を中心とした地域レベルの関係機関との連携図は、図5のとおりであるが、この図のように関係機関同士の間には関連を示す矢印がほとんどなく、連携推進協議会との関係において初めて連携の関係性を示す矢印が出現する。このように連携推進協議会が、地域保健と職域保健の連携の要であって、当該協議会が機能することによって、関係機関の組織間のシステム化された連携の動きが始まるのである。

それぞれの地域で、地域保健と職域保健の連携を検討する際には、公的な機関はまずこのような連携推進協議会を設置し、具体的な連携保健活動を実践すべく、協議会の運営を始めることが連携の第一歩である。

2) 保健計画を双方の参画で策定する

地域と職域の連携を進める1つの具体的な保健活動として、それぞれが立案している保健計画の策定に参画し、共通した目標、行動計画を立て、共通した認識の下に保健活動を推進していくことが考えられる。

健康日本21においては、地方自治体の健康増進計画の策定に際し、職域保健との連携の下に一貫性のある保健事業の実施を進めることとしているが、当該計画に限らず母子保健計画、老人保健福祉計画などの地域保健計画の立案に当たっても職域との連携を図り、職域保健と認識を共にして保健活動を進める必要がある。

また、職域保健において職域保健計画を立案している事業所や健康保険組合にあっては、その計画立案に際して地域保健関係者の参画を促し、地域保健の視点を盛り込んだ計画が立案されることは有用である。

このように保健活動の計画段階から地域と職域の双方が参画することによって、地域全体のニーズにあった計画策定ができ、効果的・効率的な保健事業の実施につながっていく。

3) 健康教育等の保健事業を相互に利用、又は共同で実施する

地域保健と職域保健の連携を充実させていくためには、それぞれが既に実施している保健事業を相互に利用し、又は共同で実施することが重要である。具体的には、労働者の集まる場に地域保健の担当者が出向き健康教育や健康相談を行うこと、双方が有して

いる施設や設備の共同利用を行うこと、さらには得意分野の講師の相互派遣、共同研修会の実施などが考えられる。

地域と職域の連携保健活動を推進している具体的な事例は以下のとおりである。

- ①糖尿病教室や禁煙教室など、地域保健が開催する健康教育に近隣の事業所労働者に対して参加を呼びかける。
- ②地域、職域が共同で健康祭りなどのイベントを開催する。
- ③健康課題のうち「禁煙」というテーマは地域と職域の両方が取り組みやすいことから双方で、禁煙対策に取り組み、お互いの成果を比較検討することで保健指導の効果を上げる。
- ④商工会議所や同業者組合などの事業者団体による保健事業に対して、地域保健関係者が出向いて健康相談や健康教育を行う。
- ⑤メンタルヘルスの連携システムができているところでは、このシステムを切り口として全体の保健活動の支援システムをつくる。
- ⑥社会復帰や退職者など地域から職域へ、また職域から地域への連携が必要な健康問題を有する個別の事例について、事例検討会を行う。
- ⑦職域保健では、労働者それぞれが自分の努力目標を決めて健康宣言を行い、それがどのように達成できたかをチェックする方式で生活習慣の改善に取り組んでおり効果を上げている例もある。このような効果のある方法を相互に活用する。
- ⑧栄養、運動、休養、禁煙、アルコールなどの生活習慣病予防に係る保健指導マニュアルを、双方のノウハウを含めて共同で作成する。
- ⑨「個別健康教育」の研修を地域、職域の双方が相互に乗り入れて研修会を実施し、保健指導担当者の共同学習や情報交換を行う。
- ⑩保健所や市町村保健センターの施設、また職域保健が有している体育館や保養所等の施設を保健事業を実施するために相互に活用する。また、健康教育機材などを相互に貸借する。

このような連携保健活動は、それぞれの地域に設置される連携推進協議会が関係機関と情報交換等を行う中で企画し、実践することが組織的な連携につながっていく。

4) 連携を積極的に推進する分野

連携を積極的に推進する分野の1つとして、健康管理体制が不十分な小規模事業所を対象にした連携を地域中心型で推進することが考えられる。50人未満の事業所に労働人口の6割強が働いており、このような事業所は職住接近した地域密着型が大部分で、労働者は住民であるという認識を市町村が持ちやすいこと、また、50人未満の小規模事業所においては、地域産業保健センターの認知度はあまり高くないこと、また健診の事後指導も2割程度という実態である。このため、まずは小規模事業所の労働安全衛生法の履行確保の推進と共に、小規模事業所に絞って地域と職域の連携を進めていくこと

が重要である。

一方、地域と職域の連携を進めるもう1つの分野としては、職域保健の担当者が決まっている中規模以上の事業所との連携を、必要な保健事業に絞って、その相互利用及び共同実施を行うことである。このような事業所では地域保健との連携はとりやすく、連携保健活動の成果をあげることが容易な分野であることから、まずはこのような事業所を対象として連携を進めることも1つの方策である。

